

第1回

加茂市立小中学校 適正規模等検討委員会

○ 日 時 令和3年8月5日(木) 15:00～

○ 会 場 加茂市役所 5階 第1委員会室

第 1 回 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会 次第

日 時 令和 3 年 8 月 5 日 (木) 15 : 00 ~
場 所 加茂市役所 5 階 第 1 委員会室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 教育長挨拶
5. 自己紹介
6. 会長選出・副会長指名
7. 会長・副会長挨拶
8. 諮 問
9. 議 事
 - (1) 検討委員会の運営・審議の方針について
 - (2) 令和 3 年度スケジュールについて
 - (3) 加茂市立小中学校の現状について
 - (4) 加茂市立小中学校の現地視察について
10. その他
11. 閉 会

第1回 加茂市立小中学校適正規模等検討委員会 名簿

【委員】

(敬称略)

No.	選出区分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	遠藤 英和	新潟大学大学院教育実践開発専攻(教職大学院) 特任教授
2	学識経験者	滝沢 茂秋	加茂市議会議長
3	地域関係者	中村 幸一	七谷地区区長会長 (上高柳区長)
4	地域関係者	中山 勇	加茂地区区長会長 (新栄町区長)
5	地域関係者	皆川 輝一	下条地区区長会長 (横江区長)
6	地域関係者	土田 秀男	須田地区区長会長 (後須田第3区長)
7	学校関係者	栢森 耕太郎	小学校校長会 (加茂小校長)
8	学校関係者	平野 政幸	中学校校長会 (葵中校長)
9	保護者	阿部 奈穂子	未就学児保護者 (本量寺こども園保護者会)
10	保護者	亀山 弘子	小学校 PTA (加茂小 PTA)
11	保護者	茂野 芳子	中学校 PTA (七谷中 PTA)
12	保護者	中林 利恵	小学校 PTA (下条小 PTA)
13	保護者	樋口 明宏	中学校 PTA (須田中 PTA)
14	その他	市村 正子	加茂市民生児童委員協議会副会長
15	その他	高畑 結城子	加茂市商工会議所事務局長
16	その他	目黒 悦子	加茂市役所商工観光課課長補佐
17	その他	小出 浩輔	公募
18	その他	笹川 裕子	公募
19	その他	松原 啓	公募

【教育委員会事務局】

職 名	氏 名
加茂市教育委員会 教育長	山川 雅己
加茂市教育委員会 庶務課 課長	草野 智文
	係長 長澤 敦
	主査 牛腸 泰介
加茂市教育委員会 学校教育課 課長	北原 利章
	課長補佐 吉田 国義
加茂市教育委員会 社会教育課 課長	有本 幸雄
	課長補佐 中澤 資裕
加茂市教育委員会 スポーツ振興課 課長	五十嵐 卓

【教育委員 (オブザーバー)】

職 名	氏 名
加茂市教育委員 (教育長職務代理)	金澤 理久夫
加茂市教育委員	乙川 智子
加茂市教育委員	田邊 俊樹
加茂市教育委員	藤田 和子



教庶第 144 号
令和 3 年 8 月 5 日

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会
会長 様

加茂市教育委員会
教育長 山 川 雅 巳

諮 問 書

加茂市立小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

- 1 加茂市立の小学校及び中学校の望ましい教育環境に関する基本的な考え方と教育環境実現に向けた方策

諮問理由

全国的な少子化が進む中、小中学校の児童生徒数の減少により、学校規模(学級数及び学級人数)の小規模化が進んでいる。全国の多くの自治体では、すでに学校規模・適正配置についての検討がなされている。

加茂市でも少子化に起因する児童数の減少及び学校の小規模化は顕著となっている。また、昭和 40 年代から 50 年代に建設された築 40 年を越えた校舎が多く、老朽化が進んでおり、将来を見据えた学校環境のあり方が喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、今後の児童生徒にとっての望ましい教育環境のあり方や学校における教育環境の基本的方向性、また、その実現に向けた具体的方策等について、貴委員会に検討いただきたく諮問します。

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会の運営・審議の方針について

1 会議の公開について

(1) 会議の公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、会長が委員に諮り、非公開にすることができる。

- (ア) 特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- (イ) 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じる恐れがある情報を取り扱う場合
- (ウ) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行う。

(3) 傍聴者の順守事項について

円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である加茂市教育委員会庶務課が作成する。

(2) 議事録には次の事項を記載する。

- (ア) 開催月日、開会及び閉会時間、開催場所
- (イ) 出席委員の氏名
- (ウ) 説明のために出席した市職員の職氏名
- (エ) 議事の経過
- (オ) その他必要な事項

(3) 議事録及び関係資料は加茂市ホームページにおいて公開する。

3 審議の方針について

本検討委員会は、諮問に対して答申をだすことが求められています。

(別紙)

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中静かに傍聴し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻や腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 報道関係者以外は、会議の同意なく撮影、録画、録音等を行わないこと
- 4 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 5 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 6 係員から指示があった場合は速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただくことがあります。

加茂市立小中学校適正規模等検討委員会スケジュール（案）

令和 3 年度

会議	開催月日	審議等内容
第 1 回	8 月 5 日(木)	委員委嘱 会長選出・副会長指名 諮問 検討委員会の運営について 今後のスケジュールについて 加茂市立小中学校の現状について① 加茂市立小中学校の現地視察について
第 2 回（現地視察）	9 月 13 日(月) 10 月 日 (2 回に分けて)	加茂市の小中学校の現状について② （現地視察）
第 3 回	11 月	現地視察の結果について 保護者対象アンケート案について 先進地視察について
第 4 回（先進地視察）	月	先進地視察
保護者アンケート	月 日～ 月 日	これからの加茂市の学校教育についてのアンケート (保護者対象)

令和 4 年度

会議	開催月日	審議等内容
第 5 回	4 月	保護者アンケートの結果について 先進地視察の結果について 答申案たたき台① 望ましい教育環境に関する基本的な考え方
第 6 回	6 月	答申案たたき台② 望ましい教育環境実現に向けた方策
第 7 回	8 月	答申案の説明
第 8 回	10 月	答申

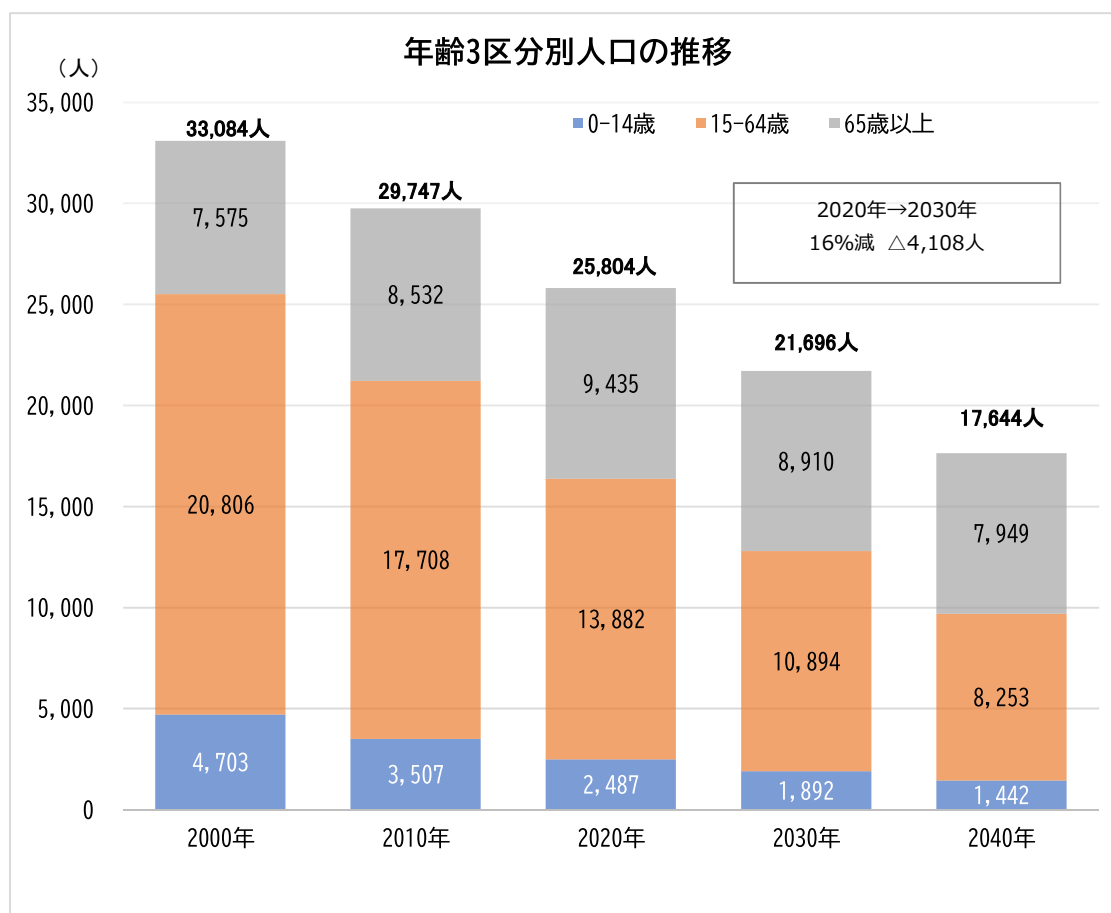
加茂市立小中学校の 現状について

加茂市の人口減少と
児童生徒数の推移

I 人口減少と少子高齢化

- ・加茂市の人口は、昭和 25 年（39,887 人）から減少が続き、令和 2 年では 25,449 人（2020 年国勢調査（速報値））となりました。
- ・国立社会保障・人口問題研究所によれば、加茂市の人口は今後さらに減少し、2030 年には 21,696 人になると推計されています。
- ・国全体としては、平成 20（2008）年を境に人口減少局面に入り、新潟県としては、平成 9（1997）年の 249.2 万人をピークに減少が続いています。
- ・出生数は、年間 130 人（5 年平均）程度で推移していますが、減少傾向にあります。（資料 新潟県福祉保健年報）

図 1 加茂市人口の推移



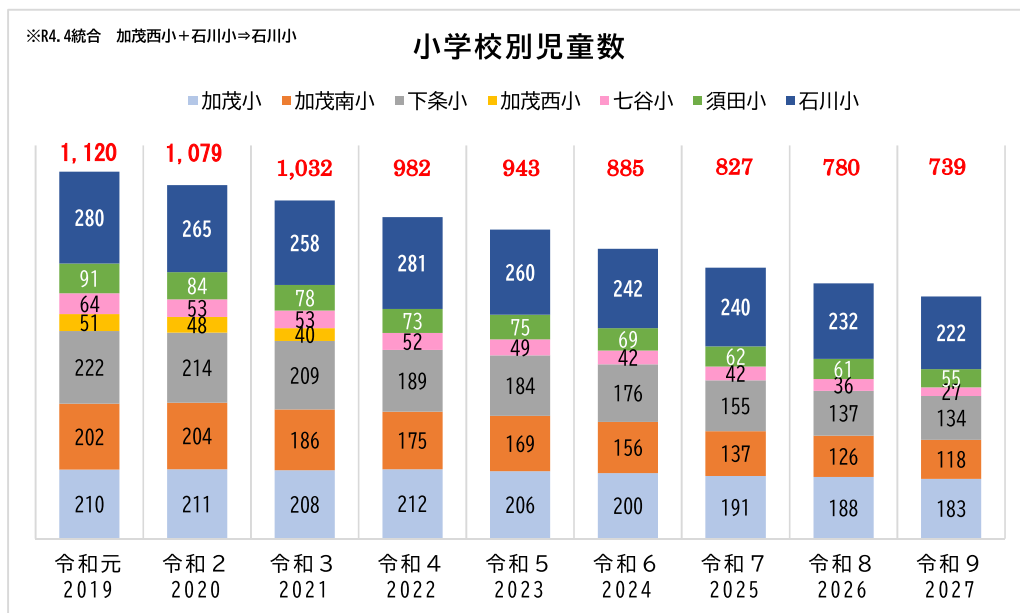
資料：国勢調査（加茂市企画財政課）

Ⅱ 児童・生徒数の推移

① 小学校

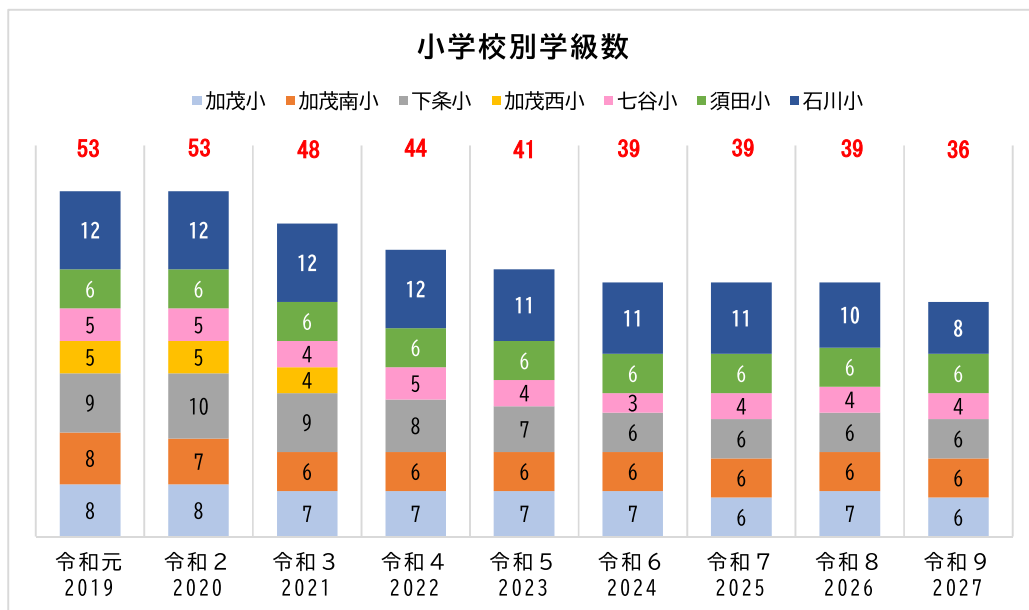
- ・加茂市の児童数は、令和2（2020）年で1,079人ですが、令和9（2027）年には739人となる見込みです。（340人減・31.5%減）
- ・小学校の学級数は、令和2（2020）年で53学級ですが、令和9（2027）年には36学級となる見込みです。（17学級減・32.1%減）
- ・加茂西小学校と七谷小学校は計算上既に複式学級が発生していますが、教員の加配等により単学級での運営が可能となっています。

図2-1 児童数の推移



資料：加茂市教育委員会

図2-2 小学校学級数の推移

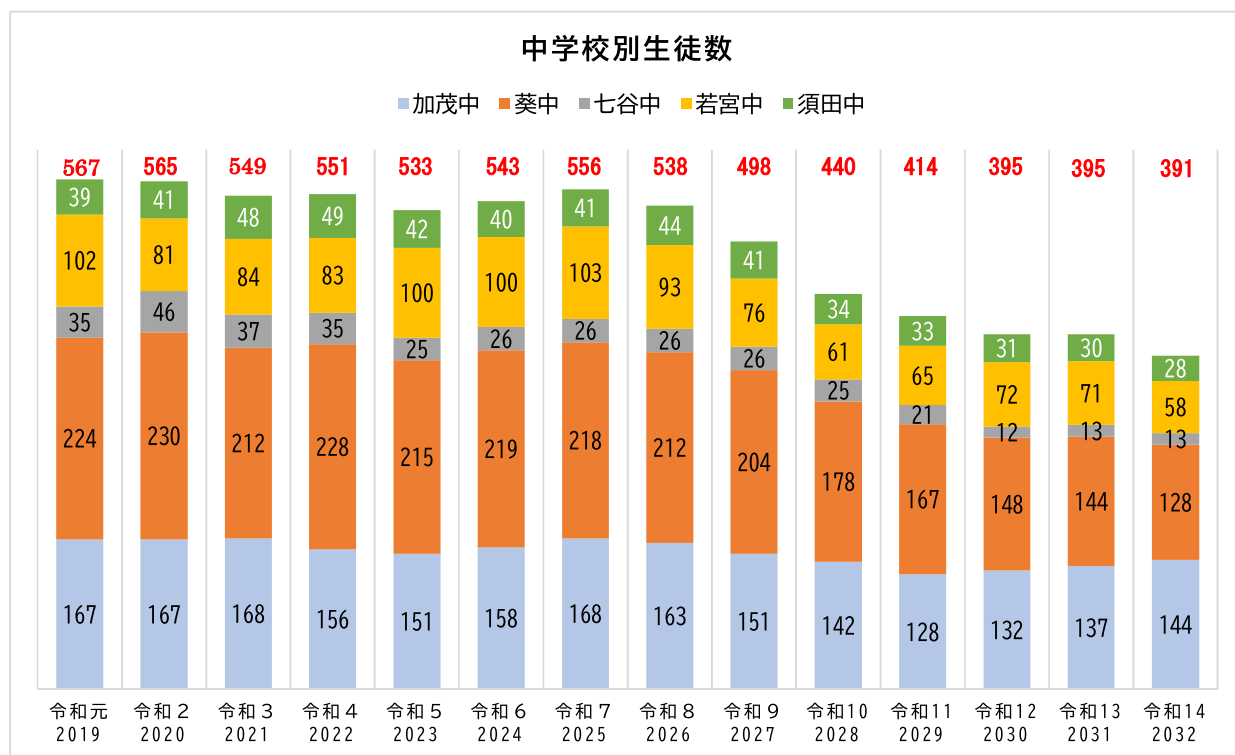


資料：加茂市教育委員会

② 中学校

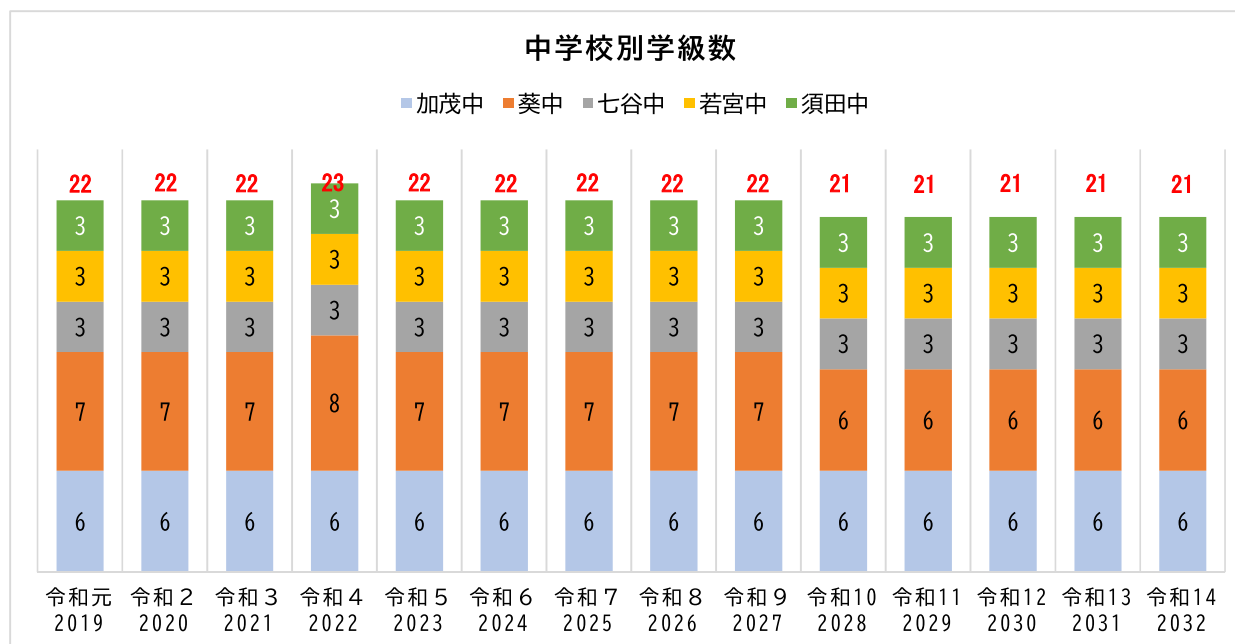
- ・加茂市の生徒数は、令和 2（2020）年で 565 人ですが、令和 9（2027）年には 498 人となる見込みであり、更に令和 14（2032）年には 391 人となる見込みです。（令和 2 年→令和 9 年：67 人減・11.9%減、令和 2 年→令和 14 年：174 人減・30.8%減）

図 3-1 生徒数の推移



資料：加茂市教育委員会

図 3-2 中学校学級数の推移



資料：加茂市教育委員会

【参考①】 令和 4 年度小学校・中学校学級編制基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条及び第 4 条に基づき、新潟県の公立小・中学校の学級編制基準を次のように定める。

小学校（義務教育学校前期課程を含む）

1. 同学年の児童で編制する 1 学級の児童数は、第 1 学年から第 3 学年では原則として 35 人以下とし、第 4 学年から第 6 学年までは原則として 40 人以下とする。
ただし、第 1・2 学年に限り、32 人以下の編成にする場合は同意する。
2. 引き続き 2 の学年の児童数の合計が 16 人以下の編成にする場合は、1 学級編制とする。
ただし、第 1 学年の児童を含む学級にあつては、8 人以下を 1 学級編制とする。
3. 学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級の 1 学級の児童数は、8 人以下とする。
4. 飛び複式学級のいずれか 1 の学年の児童の数が 8 人（第 1 学年を含む学級にあつては 4 人）を超えるものについては、当該 2 個学年による複式学級は編制しない。

中学校（義務教育学校後期課程を含む）

1. 同学年の児童で編制する 1 学級の生徒数は、40 人以下とする。
ただし、第 1・2 学年に限り、32 人以下の編成にする場合は同意する。
2. 引き続き 2 の学年の生徒数の合計が 8 人以下場合は、1 学級編制とする。
3. 学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級の 1 学級の生徒数は、8 人以下とする。
4. 飛び複式学級のいずれか 1 の学年の生徒の数が 4 人を超えるものについては、当該 2 個学年による複式学級は編制しない。

市町村教育委員会は、県教育委員会が定めた上記基準を標準とし、児童又は生徒の実態を考慮して、学級編制を行うものとする。

【参考②】 令和 4 年度小学校・中学校教職員配当基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 6 条 2 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 41 条に基づき、新潟県の公立小・中学校の学校ごとの教職員算定数の基準となる学級数と、学級数に基づく教職員配当について、次のように定める。

○ 教職員配当数の算定基準学級数

I 特別支援学級以外の学級

小学校 （義務教育学校前期課程を含む）

- 1 同学年の児童で編制する場合、第 1 学年から第 3 学年までは 1 学級 35 人で、第 4 学年から第 6 学年までは 1 学級 40 人で編制した学級数とする。
ただし、当該市町村教育委員会が、第 1・2 学年に限り、1 学級 32 人で編制を希望する場合は 1 学級を 32 人で編制した学級数とする。また、第 1 学年で 32 人学級を実施したが、第 2 学年に進級した際に、児童数の減少で 32 人学級を維持できず、学級減になる場合で、当該市町村教育委員会が 1 学年時の学級数維持を希望する場合は、その学級数とする。
教頭を複数配置する場合、養護教諭等・栄養教諭等・事務職員の配当数の基準となる学級数については、第 1 学年から第 3 学年までは 1 学級 35 人で、第 4 学年から第 6 学年までは 1 学級 40 人で編制した学級数とする。
- 2 引き続く 2 の学年の児童数の合計が 16 人以下の場合は、1 学級とする。
ただし、第 1 学年の児童を含む学級にあっては、8 人以下の場合について 1 学級とする。
- 3 飛び複式学級については、いずれか 1 の学年の児童の数が 8 人（第 1 学年を含む学級にあっては 4 人）以下である場合、1 学級とする。

中学校 （義務教育学校後期課程を含む）

- 1 同学年の生徒で編制する場合、1 学級 40 人で編制した学級数とする。
- 2 引き続く 2 の学年の生徒数の合計が 8 人以下の場合は、1 学級とする。
- 3 飛び複式学級については、いずれか 1 の学年の生徒の数が 4 人以下の場合、1 学級とする。

II 特別支援学級

- 1 当該市町村教育委員会の管下において新たに入学する児童・生徒数と在籍する児童・生徒数の障害の種類や程度、すでに開設している特別支援学級の状況、通学区域、施設設備等を勘案し、市町村教育委員会の意向を踏まえ、予算の範囲内で、毎年度学校毎に定める。
- 2 在籍数が 1 名の特別支援学級については、定数配当上の学級数には含めない。ただし、その学級の担任分として 1 名を配当する。

○ 教職員配当数

小学校 (義務教育学校前期課程を含む)

1 一般配当

① 校長・教頭・教諭

本校・分校ごとに下表のとおり配当する。

学級数	本 校	分 校	学級数	本 校	学級数	本 校	学級数	本 校
学級	人	人	学級	人	学級	人	学級	人
1	2	1	11	14	21	25	31	35
2	3	2	12	15	22	26	32	37
3	5	4	13	16	23	27	33	39
4	6	5	14	17	24	28	34	40
5	7	6	15	18	25	29	35	41
6	8	7	16	19	26	30	36	42
7	10		17	20	27	31	37	43
8	11		18	21	28	32	38	44
9	12		19	23	29	33	39	45
10	13		20	24	30	34	40	46

(注)・32 学級以上は、生徒指導担当教員を含む。
・教頭の複数配置分を含まない。

中学校 (義務教育学校後期課程を含む)

1 一般配当

(1) 校長・教頭・教諭

本校・分校ごとに下表のとおり配当する。

学級数	本 校	分 校	学級数	本 校	学級数	本 校	学級数	本 校
学級	人	人	学級	人	学級	人	学級	人
1	4	3	11	20	21	34	31	49
2	6	5	12	21	22	36	32	50
3	8	7	13	22	23	38	33	52
4	9		14	23	24	39	34	53
5	10		15	24	25	40	35	55
6	11		16	26	26	41	36	56
7	13		17	28	27	43	37	57
8	15		18	30	28	44	38	58
9	16		19	31	29	46	39	60
10	18		20	33	30	47	40	61

(注)・18 学級以上は、生徒指導担当教員を含む。
・教頭の複数配置分を含まない。

【参考③】 中学校部活動の状況

区分	部活動	学校数	加茂中	葵中	七谷中	若宮中	須田中	部員人数											
								1年			2年			3年			計		
								男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
運動部	陸上競技	4	13	19	1	6	0	7	4	11	11	6	17	8	3	11	26	13	39
	野球	3	11	22	8	0	0	9	0	9	15	0	15	17	0	17	41	0	41
	ソフトテニス	3	20	22	0	12	0	0	26	26	0	11	11	0	17	17	0	54	54
	サッカー	1	0	28	0	0	0	11	0	11	4	2	6	9	2	11	24	4	28
	バスケットボール	2	0	18	0	12	0	12	0	12	7	0	7	11	0	11	30	0	30
	バレーボール	4	13	12	16	0	8	0	18	18	0	10	10	0	21	21	0	49	49
	卓球	5	2	24	13	20	16	26	0	26	22	1	23	25	1	26	73	2	75
	水泳	1	0	3	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
	体操	1	0	0	0	7	0	0	0	0	3	0	3	4	0	4	7	0	7
	新体操	2	0	2	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	3	3
	柔道	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	2
	剣道	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	バドミントン	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	スキー	2	0	1	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1	1	2	3
文化部	吹奏楽	5	36	29	4	12	12	5	22	27	2	34	36	4	26	30	11	82	93
	美術・芸術	2	16	24	0	0	0	6	14	20	1	13	14	0	6	6	7	33	40
	科学	1	9	0	0	0	0	2	0	2	3	1	4	3	0	3	8	1	9
	文化	2	0	0	3	1	0	3	0	3	0	0	0	0	1	1	3	1	4
	コンピュータ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茶道	3	7	0	2	0	1	1	1	2	2	0	2	4	2	6	7	3	10
	書道	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2
	計		128	209	49	72	37	85	90	175	71	79	150	87	83	170	243	252	495

資料：加茂市教育委員会（令和2年度活動調査）

【参考④】 部活動を理由とした学区外（区域外）就学者数

令和3年度 部活動を理由とした学区外（区域外）就学者数

R3.7.26現在

区分		学区外（区域外）就学先						
		加茂中	葵中	七谷中	若宮中	須田中	市外	計
本来の学区	加茂中							0
	葵中				1 体操（男）		2 バスケットボール（女） バレーボール（男）	3
	七谷中		1 野球（男）		1 陸上（男）			2
	若宮中	1 野球（男）	8 バレーボール（女）5 野球（男）1 サッカー（男）2					9
	須田中				1 体操（男）		1 バレーボール（男）	2
	市外				1 体操（男）			1
	計	1	9	0	4	0	3	17

資料：加茂市教育委員会

【参考⑤】 スポーツ少年団の加入状況

令和３年度 加茂市スポーツ少年団加入状況

2021/6/30 現在

	性別		石川 小	加茂 小	下条 小	須田 小	七谷 小	西 小	南 小	葵 中	加茂 中	須田 中	七谷 中	若宮 中	その他	合 計
	男	女														
体 操	31	38	13	6	6			1	2						41	69
柔 道	10	3	6		1				3	1	1				1	13
空 手	7	7	2		1		2		4			1	1	1	2	14
少林寺拳法	7			4			1								2	7
ソフトテニス	7	5	9	1	1						1					12
バドミントン	12	10	4	1	4			2	6	4				1		22
ジュニア陸上	31	24	9	7		3	1	2	20	4	2			2	5	55
加茂レッドファイアードッヂボールクラブ	8	10		10	4	2									2	18
加茂ドッヂボール愛好会	13		4												9	13
ライジング加茂	14			9					5							14
下条ファイトーズ	13	2			15											15
石川ビクトリーズ	31	1	11	9				10							2	32
七谷ベアーズ																
リアル加茂ＦＣ	60	5	20	2	14	5		1	11						12	65
加茂ＪＶＣ		9	1		2			2	4							9
七谷バレー	4	6					10									10
須田ＪＶＣ	7	6				3									10	13
合 計	255	126	79	49	48	13	14	18	55	9	4	1	1	4	86	381

資料：加茂市教育委員会

加茂市立小中学校の 現状について

学校別施設の現状

参考

劣化状況の評価の仕方

屋根・屋上、外壁は目視による現地調査結果から、また内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な経過年数を基本に **A・B・C・D の4段階で評価**します。

(R2.10 月に建設課による劣化度調査を実施)

<目視による評価基準【屋根・屋上、外壁】>

良好  劣化	評価	基準
	A	概ね良好
	B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
	C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
	D	早急に対応する必要がある（安全上、機能上、問題あり）（躯体の耐久性に影響を与えている）（設備が故障し施設運営に支障を与えている）等

<経過年数による評価基準【内部仕上げ、電気設備、機械設備】>

良好  劣化	評価	基準
	A	20年未満
	B	20～40年
	C	40年以上
	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

1. 加 茂 小 学 校

① 前・中校舎（S41年建築）・・・築55年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(A)／外壁(C)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(C)

●内外壁に多数の漏水跡、塗装の剥がれ、亀裂あり。

●外壁はH12年、H23年に一部改修済み。

耐震化済み

② 後校舎（S55年建築）・・・築41年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(D)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●内外壁に塗装の剥がれ、亀裂、鉄筋の露出している箇所あり。

●雨漏り箇所複数あり、屋上防水に目地の損傷・膨れあり。

耐震診断未実施

③ 図書館・プレイルーム棟（S43年建築）・・・築53年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(C)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●外壁に多数の亀裂あり。

●雨漏りはしていないが、屋根の錆が目立つ。

耐震診断未実施

④ 体育館棟（S56年建築）・・・築40年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(D)／外壁(C)／内部仕上(C)／電気設備(A)／機械設備(D)

●児童玄関上で雨漏り多数、R3年に屋上防水改修予定。

●アリーナでは雨漏りなし、照明器具はR3年LEDへ改修済み。

●外壁鉄筋の露出、軒パネルの浮き・外れあり。

耐震化済み



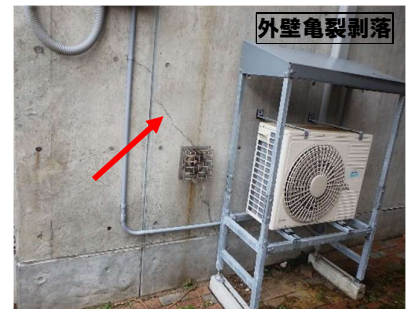
2. 加 茂 南 小 学 校

校舎【2階体育館含む】（H8 年建築）・・・ 築25 年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(B)／機械設備(B)

- 南側ベランダの手摺りや理科室の軒コンクリートで剥落あり。
- 体育館で雨漏りしたため、H29～R1 年にかけて屋根改修実施。
- 空調設備(GHP)や屋根融雪・床暖房設備の不具合が多発。
- 近年になり外壁・防水・設備等で劣化が目立つように。

耐震化不要



3. 下 条 小 学 校

① 教室・管理棟（S44年建築）・・・築52年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●外壁の剥落、鉄筋露出箇所多数あり。

●過去に雨漏りし、過半は屋上防水改修済み。

耐震診断未実施

② 教室棟【増築部】（S51年建築）・・・築45年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(C)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●外壁の剥落、鉄筋露出箇所多数あり。

●H22年に屋上防水改修済み。

●内壁・床にも亀裂多数あり。

耐震診断未実施

③ 体育館棟（S44年建築）・・・築52年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(B)／内部仕上(A)／電気設備(A)／機械設備(A)

●H21年実施の耐震改修工事に併せて建物・設備改修済み。

耐震化済み

④ 給食室棟（S36年建築）・・・築60年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(A)／外壁(B)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(B)

●内外壁に多数の亀裂あり。

●H24年に瓦屋根から金属屋根に改修済み。

耐震化非該当



4. 加茂西小学校

① 校舎棟（S37年建築）… 築59年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(C)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●天井に雨漏り痕多数、その都度破損した屋根瓦入替実施。

●外壁木材及び基礎に亀裂多数。

●H25 実施の耐震診断で耐震性能が基準を満たしていないことが判明。

耐震化未実施

② 体育館棟（S38年建築）… 築58年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(D)／外壁(C)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●外壁木材の腐食、亀裂多数あり。

●風雨の際に雨漏りがあり、その都度補修で対応。

耐震化未実施



校舎棟雨漏り痕



校舎棟外壁腐食



教室棟基礎亀裂



体育館天井雨漏り痕

5. 七 谷 小 学 校

① 教室・管理棟（S48年建築）・・・築48年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(C)

●雨漏りはないが、屋上防水に亀裂あり。

●内外壁に亀裂多数あり、塗装が剥がれ鉄筋露出箇所あり。

耐震診断未実施

② 特別教室棟（H4年建築）・・・築29年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(C)／内部仕上(C)／電気設備(B)／機械設備(B)

●一部外壁からの漏水あり、全体的に塗装の剥がれあり。

●内壁に亀裂多数あり。

耐震化不要

③ 体育館棟（H1年建築）・・・築32年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(C)／内部仕上(B)／電気設備(B)／機械設備(B)

●雨漏り及び屋根葺き材の錆が渡り廊下で発生。

●体育館内部では雨漏りなし。

●ベランダ腰壁で塗装剥がれあり、コンクリート表面の剥落あり。

耐震化済み



6. 須 田 小 学 校

① 前校舎（S43年建築）・・・ 築 53年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(D)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(C)

- 内外壁の剥落、亀裂、雨染込み箇所多数あり。
- H8年に一部屋上防水改修済み。
- 屋上防水未改修部で多数雨漏りあり。

耐震診断未実施

② 後校舎（S62年建築）・・・ 築34年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(C)／電気設備(B)／機械設備(B)

- 外壁は亀裂が多数あり。
- 築年数で比較しても前校舎ほど老朽化は著しくない。

耐震化不要

③ 体育館棟（S43年建築）・・・ 築 53年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(C)／機械設備(C)

- 外壁はH21年実施の耐震改修工事に併せて一部改修済み。
- 児童玄関天井で雨漏りあり、積雪期間は結露での漏水もあり。

耐震化済み



7. 石 川 小 学 校

① 管理・特別教室棟（S54年建築）・・・築42年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●内外壁に多数の亀裂、塗装の剥がれあり。

●1F職員室前廊下の窓サッシ周りに歪みあり。

耐震診断中

② 中高学年棟（S54年建築）・・・築42年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●内外壁に多数の亀裂、塗装の剥がれあり。

●雨漏り痕はあるが、既に解消済み。

耐震診断中

③ プレイルーム・低学年棟（S54年建築）・・・築42年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●内外壁に多数の亀裂、塗装の剥がれあり。

●H24年屋上防水改修済み。

耐震診断中

④ 体育館棟（S54年建築）・・・築42年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(D)／外壁(C)／内部仕上(C)／電気設備(A)／機械設備(D)

●外壁が剥落し、鉄筋が見える箇所あり。

耐震化済み



8. 加 茂 中 学 校

① 校舎棟（S58年建築）・・・築38年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(C)／内部仕上(C)／電気設備(B)／機械設備(B)

- 内外壁の剥落、亀裂、鉄筋露出箇所多数あり。
- プール更衣室の柱も錆・腐食が進行。
- 雨漏りはないが、屋上防水の目地材に劣化・剥離あり。

耐震化不要

② 体育館棟（S46年建築）・・・築50年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(B)／機械設備(B)

- 外壁は H7 年に本体を、H21 年に塗装のみを改修済み。
- 屋根は H7 年に全面を、H25 年に一部雨漏り箇所を改修済み。

耐震化済み



9. 葵 中 学 校

① 校舎棟（S49年建築）・・・築47年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●屋上はH22、25、29年に分割し改修済み、一部未改修箇所あり。

●外壁はR1年実施の耐震工事に併せて一部改修済み。

●未改修箇所は亀裂、塗装の剥がれが多数あり。

耐震工事中

② 校舎棟【増築部】（S53年建築）・・・築43年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(D)／電気設備(C)／機械設備(D)

●屋上はH22、25、29年に分割し改修済み、一部未改修箇所あり。

●外壁はR1年実施の耐震改修工事に併せて一部改修済み。

●引き続きR3年耐震改修工事で外壁改修完了予定。

耐震診断未実施

③ 体育館棟（S48年建築）・・・築48年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(C)／内部仕上(B)／電気設備(C)／機械設備(D)

●外壁はH20年耐震改修工事に併せて改修済みだが亀裂多数あり。

●屋根はH7年に改修済み、雨漏りなし。

●R1年に一部天井材が落下したため、落下防止ネットを設置。

耐震化済み



10. 七 谷 中 学 校

① 管理・教室棟（S51年建築）・・・築45年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(D)／内部仕上(C)／電気設備(C)／機械設備(D)

●雨漏りはないが屋上の広範囲に劣化、保護層の破損あり。

●外壁は塗装の剥がれ、亀裂、鉄筋の露出が多数あり。

耐震診断未実施

② 特別教室棟（S35年建築）・・・築61年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(B)／外壁(D)／内部仕上(C)／電気設備(C)／機械設備(D)

●柱、外壁木材の腐食が多数あり。

●床の一部をH13年に改修済み、大部分は未改修で反りあり。

耐震化非該当

③ 体育館棟（S30年建築）・・・築66年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(B)／内部仕上(A)／電気設備(A)／機械設備(D)

●H22年の耐震改修工事で屋根、内外壁、床、設備等の改修を実施済み。

耐震化済み



11. 若 宮 中 学 校

① 校舎棟（S61年建築）・・・築35年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(D)／内部仕上(C)／電気設備(B)／機械設備(B)

●雨漏りはないが屋上の広範囲に劣化、保護層の破損あり。

●内外壁は塗装の剥がれ、亀裂、鉄筋の露出が多数あり。

耐震化不要

② 体育館棟（S29年建築）・・・築67年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(A)／機械設備(A)

●H22年の耐震改修工事に併せて建物及び設備改修済み。

●風雨が吹き付けた際に複数箇所雨漏りあり。

耐震化済み



12. 須 田 中 学 校

① 校舎棟（S60年建築）・・・築36年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(C)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(B)／機械設備(B)

●I 階の屋上未改修部分で雨漏りあり。

●外壁は塗装の剥がれ、亀裂が多数あり。

耐震化不要

② 体育館棟（S32年建築）・・・築64年経過

劣化状況評価：屋根・屋上(A)／外壁(B)／内部仕上(B)／電気設備(A)／機械設備(B)

●H22 年の耐震改修工事に併せて建物及び設備改修済み。

耐震化済み



加茂市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 加茂市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、加茂市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討及び教育長に提言する。

- (1) 加茂市立小中学校の適正規模・適正配置（統廃合・校区の見直し等）に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了する日までの間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

（会長及び副会長）

第5条 検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会に諮り、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。